

○中津市保育士・幼稚園教諭就職応援金交付要綱

令和3年3月31日中津市告示第107号

改正

令和4年中保運暦第10号

令和5年中保運暦第5号

中津市保育士・幼稚園教諭就職応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育の担い手となる保育人材を確保するため、保育士等の資格を有し、私立保育所等に保育士等として新たに就職した者に対し、当該就職をしたことに要する経費を助成することについて、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所等 中津市内の私立認可保育所、私立認定こども園、私立家庭的保育事業等をいう。
- (2) 保育士等の資格 保育士資格又は幼稚園教諭資格をいう。
- (3) 保育士等 保育士等の資格を有し、私立保育所等に正規職員として就職した者をいう。
- (4) 正規職員 期間の定めのない労働契約を締結し、就業規則に定める時間で常時勤務する保育士等をいう。

(応援金の使途)

第3条 保育士・幼稚園教諭就職応援金（以下「応援金」という。）の使途は、私立保育所等に正規職員として新たに就職したことに要する経費その他の生活費とする。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、10万円とする。

(交付対象要件)

第5条 この応援金の交付対象となる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 私立保育所等に新たに就職した日から起算して1年以内に、中津市内の特定教育・保育施設で保育士・幼稚園教諭として勤務していない者。
- (2) 保育士等の資格を有していること。
- (3) 既に応援金の交付を受けていない者。

(応援金の交付申請)

第6条 応援金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、中津

市保育士・幼稚園教諭就職応援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、私立保育所等に就職した年度内に市長に申請しなければならない。

- （1） 在職証明書（様式第2号）
- （2） 保育士等の資格証の写し
- （3） その他市長が必要と認める書類

（応援金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書を審査し、当該交付を適当と決定をしたときは、中津市保育士・幼稚園教諭就職応援金交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（応援金の交付請求及び支払）

第8条 前条の通知を受けた者（以下、「交付決定者」とする。）は、市長に対し、中津市保育士・幼稚園教諭就職応援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による応援金の請求があったときは、速やかに応援金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び応援金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した応援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 虚偽又は不正な申請をしたとき。
- （2） 私立保育所等に就職した日から2年を経過する日の前日までに自己都合により離職したとき。
- （3） その他この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか応援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年中保運暦第10号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年度に限り、この要綱による改正後の中津市保育士・幼稚園教諭就職応援金交付要綱の規定は、令和3年度中に私立保育所等に新たに就職した者についても適用する。

附 則（令和 5 年中保運暦第 5 号）
（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。